

給水工事台帳閲覧手順

はじめに給水装置の閲覧用紙に
必要事項を記入してもらいます。

スタート

当該給水装置の
所有者（使用者）

※ 給水工事台帳は、個人情報の保護のため原則として当該給水装置の所有者
又は、当該給水装置の使用人でなければ閲覧等ができません。
ただし、所有者又は、使用者の同意がある場合は、この限りではありません。

はい

いいえ

※ 給水工事台帳の所有者名
メーター点検簿の使用者名

台帳の名前確認
一致している

媒介契約書等に調査を
委任する旨が記載されて
いる場合は、原本提示の
上、写しを提出

委任状
(同意書等)を提出

はい

いいえ

はい

いいえ

記載された名前と
台帳等の名前一致

※ 文書発行 所有者名（使用者名）
代理人名（同意受入者名）

はい

いいえ

本人確認
書類を提示

はい

いいえ

確認できる書類

所有権移転
(使用者変更)所有権移転
(使用者変更)所有者（使用者）
の同意を得る

閲覧・写しの交付 可

閲覧・写しの交付 不可

【本人を確認できる書類とは】

氏名、生年月日、現住所、顔写真が掲載され、有効期限内のもの（例：運転免許証、パスポート）

なお、顔写真が掲載されていない書類の場合、補助書類（公共料金領収証、「マイナンバー」の印字がない住民票等）を提示（例：健康保険証と補助書類）

★ 提示された本人確認書類は、市の担当者が写しを取り保管させていただきます。

給水装置工事台帳の閲覧、又は写しの交付について

● 給水装置所有者（使用者）本人が、閲覧、又は写しの交付を必要とする場合

宅地内の配管が記載されている給水装置工事台帳を閲覧等するには、上下水道部給水課において給水装置の閲覧用紙に必要事項を記入していただき、本人を確認できる書類を提示していただければ閲覧、又は写しの交付ができます。

【本人を確認できる書類】とは

氏名、生年月日、現住所、顔写真が掲載されたもの（有効期限が記載された書類は、有効期限内のもの）。なお、顔写真が掲載されていない書類の場合は、補助書類（公共料金領収証（又は、「マイナンバー」の印字がない住民票））を提示していただければ閲覧等が可能となります。

例：自動車運転免許証、パスポート（旅券）、健康保険証と補助書類

※ 給水装置所有者（使用者）であっても給水工事台帳の所有者欄に記載された氏名（メーター点検簿の使用者氏名）と異なる場合は、閲覧、又は写しの交付ができません。

● 給水装置所有者（使用者）の代理人が、閲覧、又は写しの交付を求める場合

給水装置所有者（使用者）本人に代わり、又は本人の同意を得て閲覧等を希望されるときは、上下水道部給水課において給水装置の閲覧用紙に必要事項を記入していただき、給水装置所有者（使用者）からの委任状、又は閲覧等の同意書・承諾書の提出と委任状に記載された代理人、又は同意書・承諾書に記載された閲覧人、本人であることが確認できる書類（上記【本人を確認できる書類】とは参照）を提示することで閲覧、又は写しの交付が可能となります。

※ 提示していただいた本人確認書類は、写しを取り給水装置の閲覧用紙に添付保管させていただきます。